

令和8年2月8日執行

第51回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 津幡町開票区投票結果

投票率 59.67%

問合せ先 津幡町選挙管理委員会 ☎288-2120(総務課内)

衆議院解散に伴う第51回衆議院議員総選挙が1月27日に公示され、2月8日に投開票されました。

津幡町開票区での投票率は、前回を2.86ポイント上回る59.67%となりました。

町開票区の選挙結果と、同時に行われた最高裁判所裁判官国民審査の結果は次のとおりです。※届出順。敬称略

◎衆議院小選挙区選出議員選挙

投票総数 18,606票
有効投票 18,220票

西田 昭二 10,450.000票
近藤 和也 7,222.000票
南 章治 548.000票

※小数点値は按分票

◎衆議院比例代表選出議員選挙

投票総数 18,604票
有効投票 18,296票

日本共産党 353.000票
日本保守党 362.000票
国民民主党 1,824.000票
自由民主党 8,474.000票
社会民主党 180.000票
れいわ新選組 528.000票
参政党 1,702.000票
中道改革連合 3,058.000票
日本維新の会 1,496.000票
安楽死制度を考える会 71.000票
減税日本・ゆうこく連合 248.000票

※小数点値は按分票

◎最高裁判所裁判官国民審査

	罷免可	罷免不可
高須 順一	1,918	14,957
沖野 眞巳	1,785	15,090

投票状況 (衆議院小選挙区選出議員選挙)

投票区	投票所	当日有権者	当日投票者	期日前投票者
1	津幡町役場	5,904	1,058	2,508
2	津幡中学校	4,591	742	1,989
3	津幡南中学校	3,966	712	1,703
4	条南コミュニティプラザ	6,427	1,478	2,159
5	井上コミュニティプラザ	3,361	841	1,222
6	笠井公民館	561	95	260
7	笠野公民館	758	141	314
8	英田公民館	3,354	695	1,232
9	種谷地区防災センター	288	49	122
10	河合谷ふれあいセンター	206	62	61
11	刈安コミュニティプラザ	609	146	225
12	萩野台コミュニティプラザ	1,063	227	418
13	成光会館	86	26	36
小計		31,174	6,272	12,249
在外投票		8	1	0
不在者投票			84	
合計		31,182	18,606	
前回(令和6年10月27日)		31,070	17,650	

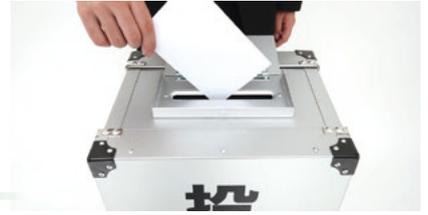
※期日前投票者数は、期日前投票所(役場)における投票者数です。





参加しよう 明日が変わる その一票

津幡町長選挙



告示日 3月31日(火)
投票日 4月 5日(日) 7時~20時

問合先 津幡町選挙管理委員会 ☎288-2120 (総務課)

投票日当日は、「のりーと津幡」及び「町営バス」が全線無料です。

(無投票の場合は中止)



津幡町で投票できる方



平成20年4月6日以前生まれで、令和7年12月30日から継続して3か月以上、津幡町に住民登録をしている方が投票できます。

なお、投票日前に町外へ転出された方は投票できません。

該当する方には、4月1日以降に投票所入場券(郵便はがき)を発送します。

期日前投票は4月1日から



旅行や出張、買い物などで投票日当日に投票できないという方は、投票日前に投票できます。

入場券をお持ちにならなくても

選挙人名簿に登録されていれば投票できますが、入場券裏面の宣誓書にあらかじめ記入してお越しいただくと、スムーズに投票できます。

期間 4月1日(水)~4月4日(土)

各日 8時30分~20時

場所 津幡町役場 東棟1階

中央エントランスホール

—津幡町内の投票所—

住所地によって投票所が異なりますので、告示日以降に郵送する投票所入場券(はがき)でご確認いただくか、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

第1投票所	津幡町役場
第2投票所	津幡中学校
第3投票所	津幡南中学校
第4投票所	条南コミュニティプラザ
第5投票所	井上コミュニティプラザ
第6投票所	笠井公民館
第7投票所	笠野公民館
第8投票所	英田公民館
第9投票所	種谷地区防災センター
第10投票所	河谷谷ふれあいセンター
第11投票所	刈安コミュニティプラザ
第12投票所	萩野台コミュニティプラザ
第13投票所	成光会館

不在者投票



他市町村での不在者投票

旅行や出張などで遠隔地に滞在しており、やむを得ず町内で投票できないという方は、滞在地の選挙管理委員会にて「不在者投票」ができます。

郵送で投票用紙などを取り取りするため、お早めに町選挙管理委員会にお申し出ください。

病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設内で不在者投票をすることができます。希望される方は、お早めに病院長などにお申し出ください。

郵送での不在者投票

身体に一定の重度障害がある方や介護保険要介護度5の方は、自宅などで投票用紙に記載し、郵送などで投票することができます。

この際、町選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要で、交付を希望される方や期限が切れている方は、お早めに町選挙管理委員会へ申請してください。請求期限は4月1日です。

代理記載による不在者投票

郵送での不在者投票ができる方で、①身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害が1級として記載されている方、②戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症として記載されている方は、あらかじめ津幡町選挙管

—津幡町長選挙に関する注意—

津幡町長選挙は、告示日の3月31日(火)17時をもって立候補者が2人以上いた場合、直ちに投票所入場券を郵送します。

ただし、立候補者が1人の場合は無投票となりますので、投票所入場券を郵送しません。

投票の実施は、町ホームページなどでお知らせします

学生の方はご注意ください!



修学のために町外の寮などに居住する学生は、特別の事情がない限り、その場所が住所地と判断されません。

住民票を町内に残していても、津幡町で投票することはできません。また、寮などのある場所に住民票を移さない限り、居住先でも投票することができませんので、ご注意ください。